

第5回教育委員会会議録

1. 日 時 令和6年8月6日(火)
開会：午後1時25分
閉会：午後2時55分
2. 場 所 筑後市中央公民館第6講習室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：吉 田 和 博 委 員：下 川 博 大
委 員：江 崎 正 己
4. 事 務 局
教 育 部 長：長 野 秀 文 教 育 総 務 課 長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社 会 教 育 課 長：小 林 勇 作
人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：深 町 浩 一 教 育 指 導 主 事：藤 木 雄 一 郎
学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：山 本 啓 介 教 育 総 務 課 総 務 担 当 係 長：井 手 雄 香
指 導 主 事：福 永 美 智 也 指 導 主 事：金 子 尚 文
5. 書 記
教 育 総 務 課：長 野 祐 樹
6. 社会教育委員
1人
7. 傍 聴 者
0人
8. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告

3 議事

【非公開】

- (1) 議案第41号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和6年度筑後市一般会計補正予算第2号：学校教育課)

(全員賛成、原案可決)

【非公開】

(2) 議案第42号 令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価結果について

(全員賛成、原案可決)

【非公開】

(3) 議案第43号 令和7年度使用中学校教科用図書採択について

(全員賛成、原案可決)

(4) 議案第44号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 1つ目は、議案第44号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について提案をお願いいたします。社会教育課長。

社会教育課長 それではまず、お手元の資料の資料5をご覧くださいと思います。こちらの資料につきましては、最初の表をめくっていただいて、1ページから8ページまでとなっております。

それでは、私のほうからまず提案理由について説明をさせていただきます。

こちら、水田小学校における学校施設の使用料徴収業務は、既に筑後南コミュニティセンターを管理運営する指定管理者に委託することが決定しているため、必要な改正を行うものであります。

また、水田小学校の学校施設については、当センターの運営に合わせ、その他の学校施設とは異なる利用時間及び利用休止日を設定するものであります。加えて、水田小学校の学校施設利用に関しては、筑後市公共予約システムでの運用を開始するため、必要な改正を行うものであります。

そのほか、他の社会教育施設の規則や運営に照らし合わせて必要な所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明をさせていただきます。

資料の5ページ以降をご覧くださいと思います。

まず、第3条についてでございます。

1つ目は、利用時間の次に利用休止日を加え、ただし書を加えるものであります。

続きまして、水田小学校の施設の利用時間は午前9時から午後10時までとするものでございます。

続きまして、水田小学校の利用休止日は、筑後南コミュニティセンターの休

館日に合わせるものであります。

続きまして、第4条でございます。

構成員の過半数が市内在住である旨を定義するものでございます。

続きまして、第7条及び第8条についてでございます。

こちらにつきましては、筑後市公共施設予約システムを運用するための文言を加えるものでございます。

最後に、第9条でございます。

使用料徴収業務を委託する文言を加えるよう条を追加し、以降1条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、施行は令和6年9月1日からの予定としております。

以上でございます。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第44号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、報告に入らせていただきます。

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①非常勤職員の任用について

(2) 工事請負契約の締結について

(3) 全国学力・学習状況調査結果について

5 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば